

○ 国際海上コンテナ専用セミ・トレーラの運行について（平成6年1月24日付け自貨第1号）

新	旧
自 貨 第 1 号 平成 6 年 1 月 24 日 一部改正 平成 10 年 3 月 27 日 一部改正 令和 元年 7 月 31 日	自 貨 第 1 号 平成 6 年 1 月 24 日 一部改正 平成 10 年 3 月 27 日
社団法人全日本トラック協会 会長 加藤 六月 殿	社団法人全日本トラック協会 会長 加藤 六月 殿
運輸省自動車交通局貨物課長	運輸省自動車交通局貨物課長
国際海上コンテナ専用セミ・トレーラの運行について	国際海上コンテナ専用セミ・トレーラの運行について
<p>国際海上コンテナ（輸出入貨物を収納しているコンテナ<u>であつて</u>、国内で貨物の積替を行わず輸出入時の状態と同じ状態で輸送されるものをいう。）を海上コンテナ専用セミ・トレーラ（以下「国際海上コンテナ車」という。）に積載して運行する場合<u>であつて</u>、当該車両の諸元が、車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「令」という。）に定める一般的制限値を超えるときは、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定により、あらかじめ道路管理者から特殊車両通行許可（以下「許可」という。）を受ける必要があるが、平成30年3月の道路法改正により創設された重要物流道路制度により、令第3条第4項の規定に基づき道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナ車（40 ft 背高国際海上コンテナの運搬用の車両に限る。）については、許可を必要とせずに通行できる措置が講じられることとなり、その運用が本年7月末から開始される予定である。</p> <p>許可を必要とせずに通行する場合には、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年省令第28号）第1条の3第1号の規定により、国土交通大臣が定める書類を車両に備え付けることが必要とされている。これらの書類の備え付けを義務付けた趣旨</p>	<p>国際海上コンテナ（輸出入貨物を収納しているコンテナで、国内で貨物の積替を行わず輸出入時の状態と同じ状態で輸送されるものをいう。）を運送するため海上コンテナ専用セミ・トレーラに積載して運行する場合、車両制限令の制限値を超えるときは、道路法第47条の2第1項の規定による道路管理者の特殊車両通行許可を得なければ運行することができないことになっている。この場合、当該運行は、国際海上コンテナが「貨物が特殊であるためやむを得ない」（道路法第47条の2第1項）ものとして特殊車両通行許可の対象とされているものであって、この許可により、輸出入貨物以外の貨物を収納して運行することができないことはいうまでもない。</p> <p>今後、当該許可を得て国際海上コンテナを運送するために海上コンテナ専用セミ・トレーラに積載して運行する場合には、別紙に掲げる書類を運転者に携帯させることとしたので、関係者に周知徹底方取り計らい願いたい。</p> <p>なお、この通達については建設省と協議済みであるので申し添える。</p>

は、当該車両が輸入又は輸出の用に供するコンテナの運搬のために通行するものであることを確認するためにあることから、その趣旨を踏まえ、貴協会からの聞き取り内容を参考としつつ、道路局と協議の上、当該書類に該当する書類の要件を下記のとおり定めたので、制度の適切な運用を図る観点から、その旨を関係者に周知徹底いただくよう、お取り計らい願いたい。

なお、許可を受けて通行する国際海上コンテナ車（40 ft 背高コンテナ以外のコンテナを運搬する場合を含む。）についても、貨物が特殊であるために許可の対象となる車両であることを確認するために、従来から国際海上コンテナの運搬を行うための車両であることを証する書類を運転者に備え付けさせる運用を行ってきたところであるが、本運用についても引き続き行うこととし、その際に備え付けが必要な書類についても許可を必要とせずに通行する国際海上コンテナ車に備え付けさせるものと同様に取り扱うこととしたので、あわせて、関係者への周知徹底について、お取り計らい願いたい。

## 記

国土交通大臣が定める書類は、告示（令和元年7月16日付け告示第283号）により、①現に運搬しているコンテナに係る機器受渡証又は②車両を運転する者に対して運搬を指示する書面（輸出又は輸入の用に供するコンテナの運搬を指示する旨の記載があるものに限る。）とされているところであるが、これらの書類は、その名称にかかわらず、以下の内容が記載されているものに限られるものとする。

- (1) コンテナを輸入又は輸出するための運搬である旨の記載
- (2) コンテナの搬出若しくは出発又は搬入若しくは到着の場所及び日時（運送年月日）
- (3) 荷主（送又は受）名
- (4) コンテナの寸法
- (5) 船積予定港又は揚予定港の名称

注) 1. ①の機器受渡書は、商慣習として、船会社が、その所有するコンテナを運送事業者に貸し出す際に交付される書面（一般的にEquipment Interchange Receiptと記載されているもの。）を指している。

また、1. ②の書面に該当するものとして、実態上、運送作業指図書、運送指令書、ドレージ作業連絡書等と呼称されて用いられているものが考えられるが、その名称にかかわらず、要件を満たす書類は、1. (1) から (5) の内容が記載されたものに限られるものであること。